条約

北太平洋漁業委員会の特権及び免除に関する日本国政府と北太平洋漁業委員会との間の協定をここに公布する。

御名御璽

平成二十九年六月二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

条約第十三号

北太平洋漁業委員会の特権及び免除に関する日本国政府と北太平洋漁業委員会との間の協定

日本国政府及び北太平洋漁業委員会は、

二千十五年七月十九日に効力を生じた北太平洋における公海の漁業資源の保存及び管理に関する条約第五条7の規定を想起し、

北太平洋漁業委員会の事務局が日本国の領域に置かれていることを考慮し、

日本国の領域における北太平洋漁業委員会の特権及び免除に関する事項を規定することを希望して、

次のとおり協定した。

第一条　定義及び解釈

1　この協定の適用上、

(a)　「条約」とは、二千十五年七月十九日に効力を生じた北太平洋における公海の漁業資源の保存及び管理に関する条約をいう。

(b)　「委員会」とは、条約第五条1の規定により設置される北太平洋漁業委員会をいう。

(c)　「政府」とは、日本国政府をいう。

(d)　「施設」とは、委員会が公の目的に充てるため恒久的又は暫定的に占有する建物又は建物の一部をいう。

(e)　「委員会の公的活動」には、委員会の運営活動及び条約に基づいて行われる委員会の活動を含む。

(f)　「職員」とは、事務局長及び条約第五条9に定める他の職員をいう。

(g)　「事務局長」とは、委員会の事務局長をいい、事務局長の不在のときに事務局長に代わって行動する間の職員を含む。

(h)　「被扶養者」とは、職員の配偶者及び二十歳未満の被扶養者である子をいい、心身障害を有することにより自立することができない状態にある二十歳以上の子を含む。

(i)　「大臣」とは、日本国外務大臣をいう。

2　この協定は、委員会が日本国におけるその事務局において、十分かつ能率的に、責務を遂行し、目的を達成し、及び任務を遂行することができるようにするという主要な目的に照らして解釈する。

第二条　委員会の法的地位

委員会は、法人格を有し、次の能力を有する。

(a)　契約すること。

(b)　不動産及び動産を取得し、及び処分すること。

(c)　訴えを提起すること。

第三条　文書の不可侵

委員会の文書は、不可侵とする。「文書」には、委員会が所有し、又は保管する全ての記録、信書、書類、原稿、写真、フィルム及び記録物を含む。

第四条　施設の不可侵

1　施設は、不可侵とする。政府は、施設内に許可なく立ち入ろうとしている者若しくは集団又はその近傍で施設内の静穏を意図的に妨げる者若しくは集団から施設を保護するため、日本国の法令の範囲内で最善の努力を払う。政府の官憲及び日本国で公権力を行使する者は、事務局長の同意があり、かつ、事務局長が合意した条件による場合及び事務局長の要請がある場合を除くほか、公務の遂行のため施設内に立ち入ってはならない。迅速な防護措置を要する火災その他の緊急事件の場合には、事務局長の同意があったものとみなす。

2　委員会は、日本国の法律に基づく逮捕を逃れている者、他国への引渡しのため政府が求めている逃亡犯罪人又は訴訟に関する送達を回避しようとしている者が施設を避難所として使用することを認めてはならない。

第五条　施設に対する公共サービス

1　政府は、委員会と協議して、必要な公益事業及び公共の役務（列挙を理由に限定されることなく、電気、水道、下水道、ガス、郵便、電話、地域交通、排水、ごみの収集、消防等の事業及び役務をいう。）が施設に提供され、並びにその公益事業及び公共の役務が衡平な条件で提供されることを確保するため、最善の努力を払う。

2　事務局長は、関係公共サービス機関が施設内の関係設備、導管、本管及び下水溝の検査、修繕、維持、改築及び移転を行うことができるようにするため、当該機関の要請に基づき適当な措置をとる。

第六条　裁判権からの免除

1　委員会は、自己が免除を明示的に放棄した特定の場合を除くほか、あらゆる形式の訴訟手続の免除を享有する。もっとも、免除の放棄は、判決の執行についての免除の放棄をも意味するものではなく、判決の執行についての免除の放棄のためには、委員会が別にその放棄をすることを必要とするものと了解される。

2　委員会の財産及び資産は、所在地及び占有者のいかんを問わず、事務局長の同意があり、かつ、事務局長が合意した条件による場合を除くほか、行政上、司法上及び立法上の捜索、押収、没収、差押え、収用その他の形式の干渉を免除される。

3　1及び2の規定は、次の事項については、適用しない。

(a)　第十五条1の規定により行われる仲裁判断の執行

(b)　委員会が所有し、又は委員会のために運行される自動車により引き起こされた損害について第三者の提起する民事訴訟及びこれらの自動車に係る交通犯罪

第七条　委員会のための税及び関税の免除

1　委員会並びにその財産、資産及び収入は、委員会の公的活動の範囲内において、

(a)　事実上公益事業の使用料にすぎない税を除くほか、全ての直接税を免除される。

(b)　委員会がその公用のために輸入し、又は輸出する物品に関しては、関税並びに輸入及び輸出に対する禁止及び制限を免除される。もっとも、その免除を受けて輸入した物品は、政府と合意した条件によるのでなければ、日本国内では売却しないものと了解される。

2　委員会は、原則として、消費税並びに動産及び不動産の売却に対する税であってその価格の一部を成すものの免除を要求しない。もっとも、政府は、委員会が公用のために財産の重要な購入を行うに際し当該購入にこれらの税を課し、又は課することができる場合には、できる限り税額の減免又は還付のため適当な行政的措置をとるものとする。

第八条　資金、通貨及び有価証券

委員会は、いかなる種類の資金、金、通貨又は有価証券も自由に受領し、取得し、保持し、及び処分することができる。